

参 考 資 料

目 次

参考資料Ⅰ	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）	1
参考資料Ⅱ	八尾市いじめから子どもを守る条例（令和 2 年八尾市条例第 38 号）	8
参考資料Ⅲ	八尾市教育委員会から市立学校に対する指示事項	10
	1. いじめ問題への対応	10
	2. 自殺を企図する児童・生徒への対応	13
	3. メール・インターネット上での人権侵害事象への対応	14
参考資料Ⅳ	いじめのない環境づくりアンケート実施結果及び分析	18
参考資料Ⅴ	八尾市いじめ防止基本方針検討過程	27
参考資料Ⅵ	八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱第 6 条に基づいた関係者	27
参考資料Ⅶ	八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱	28

参考資料Ⅰ いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

改正 令和元年 5 月 24 日法律第 11 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その

他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連

携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法

第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発

生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

参考資料Ⅱ 八尾市いじめから子どもを守る条例（令和２年八尾市条例第 38 号）

全ての子どもは、その一人ひとりがかけがえのない存在であり、未来を担う大切な宝です。

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そして、いじめは、いつでもいかなる子どもにも起こりうるものであるため、将来にわたっていじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組を確実に推進し、当事者への情報提供に努める必要があります。

八尾市は、子どもの命を最優先に、子どもの権利を尊重し、市民とともに、いじめから全ての子どもを守り、全ての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの最善の利益のため、いじめの防止等（子どものいじめの防止、早期発見、対処及び解決をいう。以下同じ。）の基本理念を定め、市及び市長の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等の施策の基本となる事項を定めることにより、全ての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） いじめ 子どもに対し、当該子どもが在籍する学校等に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- （2） 子ども 18歳に満たない者その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいう。
- （3） 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第 1 項に規定する各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。
- （4） 市立学校 学校等のうち、八尾市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年八尾市条例第 40号）に規定する小学校及び中学校並びに八尾市立義務教育学校設置条例（平成30年八尾市条例第36号）に規定する義務教育学校をいう。
- （5） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- （6） 市民 八尾市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- （7） 関係機関等 いじめの防止等の対応に関係する機関及び団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 市は、いじめが子どもの教育を受ける権利及び心身の健やかな成長を保障される権利を侵害するものであり、決して許される行為ではないとの認識のもと、子どもの利益を最優先に、いじめの防止等の施策を実施しなければならない。

（市及び市長の責務）

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な体制を整備し、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 市長は、教育委員会、市立学校、保護者、市民及び関係機関等と連携を図り、いじめの防止等に取り組まなければならない。

(市いじめ防止基本方針)

第5条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（次項において「市基本方針」という。）を策定し、定期的に具体的な取組の状況の検証を行い、必要に応じて、その見直しを行わなければならない。

2 市は、市基本方針の策定又は見直しを行ったときは、これを公表しなければならない。

(啓発及び広報)

第6条 市は、地域社会全体でいじめの防止等への取組を推進するため、子ども及び保護者並びに市民に対し、いじめの防止等の啓発及び広報を行うものとする。

(相談体制の整備)

第7条 市長は、学校教育、心理学及び法律等の専門的知識を有する職員を活用して、いじめの防止等の相談体制を整備するとともに、子ども及び保護者並びに市民が安心して相談できる相談窓口を設置し、周知するものとする。

2 市長は、いじめに関する相談を受けたときは、いじめの事実の有無を確認し、教育委員会、市立学校及び関係機関等と協議等を行い、子どもの立場に立って迅速かつ適切な対応をするものとする。

(助言及び相談内容の通知)

第8条 市長は、前条の相談に応じ、相談を行った者に助言等を行うとともに、必要に応じて、学校等及び関係機関等にその相談の内容を通知する。ただし、当該相談を行った者が当該通知を望まないことを明らかにした場合は、子どもの生命、身体又は財産等の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときを除き、通知を行わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

(市立学校以外の学校等への協力要請)

第10条 市長は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対して、市のいじめの防止等の施策について協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間における第2条第4号、第4条第2項、第7条第2項及び第10条（見出しを含む。）の規定の適用については、これらの規定中「市立学校」とあるのは「市立学校園」と、第2条第4号中「学校等のうち」とあるのは「学校等のうち、八尾市立幼稚園設置条例（昭和40年八尾市条例第10号）に規定する幼稚園」とする。

参考資料Ⅲ 八尾市教育委員会から市立学校に対する指示事項

年度当初の校長会や生徒指導担当者の研修会等において、「いじめ問題への対応」や「自殺を企図する児童・生徒への対応」、「メール・インターネット上での人権侵害事象への対応」等について、周知徹底を図っている。

児童・生徒に関する危機事象への対応

1. いじめ問題への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

いじめとは、「学校の内外を問わず、児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、又は物理的な影響を与える行為を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」ととらえて、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた子どもの立場に立って行う必要がある。

そして、大切な視点として「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分に認識し、組織的に対応することが重要である。

各学校においては、以下の点に留意して取り組むことが求められる。

- ・各学校は、学校いじめ防止基本方針に基づいて対応する。
- ・日頃の学校生活の中で、児童・生徒が発する小さなサインを敏感に察知し、常に早期発見、早期対応に努める。
- ・いじめに関するアンケート調査や教育相談については、毎年度、学期を単位として定期的に実施するだけでなく、小さなサインを察知した際には必要に応じて実施するなど、いじめの早期発見、早期対応に積極的に活用すること。
- ・「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと対応すること。
- ・日頃から児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、自己の存在感や価値観などを確立できるようにきめ細かな指導に努める。
- ・児童・生徒の自主的・自発的な体験活動等を充実させ、お互いを認め合い尊重し合える学級や学校づくりを推進する。
- ・人権やいじめの問題について、学級活動や児童会・生徒会活動等を通して活発に取り組み、児童・生徒自身が解決できる力を養う。
- ・校内いじめ対策委員会にいじめに関する専門的知識や経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の参画を得て、様々な視点から児童・生徒の見立てを行うことで、未然防止、早期発見、早期対応につなげる。

(2) 緊急対応のポイント（例）

いじめられている児童・生徒の保護者からの訴え

保護者からの訴えを聞いた教職員（担任）の対応

- ・当該児童・生徒の話を十分に聴く態度に徹し、不安や恐怖等、様々な気持ちを共感

- 的に受け止めながら、安全で安心できる環境を確保し、いじめの事実確認をする。
その際、児童・生徒の心身の状態、発達段階を十分配慮して行う。
- ・決して一人で抱え込むことなく、学校長、副校長、教頭、学年主任、生徒指導担当等に報告・連絡・相談し、組織として対応する。各学校においては「いじめ防止等の対策のための組織（学校いじめ防止基本方針に基づき設置）」で対応する。

学校長の対応（各学校においては「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応）

- ・学校内緊急体制の構築
（各学校においては「いじめ防止等の対策のための組織」による対応）
 - ・具体的な対応方針を全教職員に示す。
 - ・指示系統を明確にし、窓口を一本化し、情報は全教職員で共有する。
 - ・事実確認及び指導記録については、それぞれ聴き取った内容を時系列で整理する等、情報管理を徹底する。
- ・教育委員会への報告・支援要請
 - ・把握した内容を教育委員会に報告するとともに、事態が終息に至るまで協議・連携を行う。また、児童・生徒の状況により大阪府教育委員会に対して「子ども支援チーム」の派遣等の支援を要請する。
- ・関係機関等外部専門家との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめについて専門的な知識と経験を有する外部専門家からの助言も積極的に得ながら児童・生徒や保護者に寄り添った対応を行う。
 - ・児童・生徒の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生じた場合、子ども家庭センター（児童相談所）、警察等の関係機関との連携を図る。
- ・保護者への対応
 - ・初期対応では、被害・加害の児童・生徒の保護者に対して、その心情に十分配慮した対応が必要である。
- ・報道機関への対応
 - ・事象によっては、報道機関への対応が必要である。

（３）具体的な対応

①いじめを受けている児童・生徒への対応

- ・「あなたにも悪いところがあるから」「あなたの心が弱いから」等、教職員の先入観に基づく指導や、被害の児童・生徒に責任を転嫁する指導は、当該の児童・生徒の内面をさらに傷つけたり、まわりのいじめを一層助長することになる。教職員は、児童・生徒の痛みに関わり、寄り添う姿勢で接する。
- ・「私は一人ではない。先生や友だちが守ってくれる。」という安心感を持たせ、被害児童・生徒を見守り、児童・生徒の心の痛みに関わり、寄り添う姿勢で接する。

②加害の児童・生徒への対応

- ・いじめを受けた児童・生徒や周囲の児童・生徒から聴き取った内容をもとに、正確に事実を確認していく姿勢で向き合う。
- ・いじめを受けた児童・生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。そして、いじめを受けた児童・生徒の気持ちに共感しながら、加害の児童・生徒の行動の変容につなげる。

- ・いじめ行為は、相手の人権を侵害するもので、絶対許されるものではなく、いじめを受けた児童・生徒に対し、長期にわたり深刻な影響を与える点をおさえ、自らの行為の責任を理解させる。
- ・事実関係について、双方の話が一致しない場合、いじめを受けている児童・生徒の訴えの事実在即して事実確認をするとともに、対応策を考える。

③「観衆」や「傍観者」になっている児童・生徒への対応

- ・はやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害者にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感をますます強める存在であることを理解させる。
- ・これらの児童・生徒へも「いじめは、相手の人権を侵害するもので、絶対に許されるものではない。」という強い姿勢で対応する。

④保護者への対応

ア) 被害の児童・生徒の保護者への対応

- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応することも大切である。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行うことが重要である。それが、児童・生徒や保護者の訴えに誠実に対応する学校の姿勢を示すことにつながる。
- ・今後の対応については、被害の児童・生徒に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示すことが重要である。

イ) 加害の児童・生徒の保護者への対応

- ・加害の児童・生徒を指導するという観点だけでなく、児童・生徒の理解を根底とした支援の視点での対応をする。
- ・電話ではなく、家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く配慮が必要である。
- ・聴き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童・生徒の「人格」を否定しているのではなく、いじめという「行為」を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

⑤情報提供

- ・いじめの迅速な解決のためには、学校内での情報共有や役割分担のみならず、PTAや地域との連携が求められる。必要に応じて、適切な時期に保護者会等を開催し、保護者に状況と学校の指導方針を説明し、学校と保護者が協力して児童・生徒を支える体制をつくることが大切である。

(4) 重大事態への対応

重大事態と考えられる事案が生起した場合、直ちに教育委員会へ報告し、その指示のもと適切な連携・対応にあたる。

2. 自殺を企図する児童・生徒への対応

(1) 日頃から留意すべき事項

- ・学級担任は、児童・生徒の家庭や学校生活の実態を把握し、日頃から児童・生徒理解に努め、受容的な人間関係をつくる。
- ・全ての教職員は、一人ひとりの児童・生徒が自尊感情を持てるよう、きめ細かな指導に努める。
- ・児童・生徒一人ひとりが、「学級が楽しい」「授業が分かる」など充実した学校生活を創造できるように努める。
- ・学級担任は、学級の連帯感を高めるための仲間づくりや集団活動に取り組む。
- ・児童・生徒が死にたいと訴えたり、自分の身体を傷つけていたり、身体を傷つけようとするのが分かった場合は、教職員自身が不安になったり、容易に励ましたり、叱ったりすることなく、しっかりと相手の気持ちを傾聴し、受け止めること。
- ・児童・生徒の自殺願望を把握した場合は、必ず保護者に説明すること。その際、当該児童・生徒が「言わないで」などと訴えてくることがあるが、当該児童・生徒がいるところで、保護者に、過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに子どもの心のうちを理解してほしいと伝えるなど、当該児童・生徒が安心できるように配慮をしながら説明すること。
- ・対応については、教職員がひとりで抱えることなく組織として対応すること。
- ・医療機関などの関係機関につなぐこと。
- ・自殺予防については、児童・生徒に対して「ひどく落ち込んだときには誰かに相談する」「友だちに死にたいと打ち明けられたら、信頼できる大人に相談する」ことを伝えたり、「自殺予防のための関係機関について周知しておく」等の取組みを実施すること。

(2) 緊急対応のポイント（例）

放課後、職員室へ匿名の電話があり、女子児童のようである。「クラス全員から無視され、話をする友だちもいない。学校がいやになった。自殺したい。」と言う。対応した教員は、驚き、何度も名前を尋ねたが答えようとしなない。学年やクラスなどを尋ねても話そうとしなかった。教員が焦れば焦るほど相手は黙ってしまい、そのうち電話を切ってしまった。

電話を受けた教員の対応

- ・「自殺したい」と言われてもうろたえず、しっかり相手の気持ちを受け止める。
- ・時間をかけて辛抱強く聴き、児童に関する情報をできるだけ多く聴き取る。
- ・相手が沈黙したら、こちらはあせらず沈黙で応じる。
- ・相手を支える関係づくりに努め、次回の電話を約束させる等つながりを切らないようにする。
- ・電話中にメモにより、他の教員に知らせる。

校長の対応

- ・全校児童の所在を確認する。
- ・校長は緊急に対応策を協議する。
- ・情報を管理する窓口に集中させ、時系列に整理しまとめる。（事実確認）

- ・保護者に説明する。
- ・教育委員会学校教育推進課*に連絡し、対応を協議する。また、関係機関との連携を図る。 *令和3年4月1日から
- ・報道機関への対応については、窓口を一本化し管理職があたる。

緊急の職員会議

- ・指揮系統を一本化し、組織的に対応する。
- ・対応チームを編成する。
- ・状況及び対応方針を説明する。

(3) 具体的な対応

①全児童・生徒の所在確認

- ・家庭訪問が最良であるが、やむを得ない場合は電話で確認する。
- ・児童・生徒の声や調子（表情・態度）等に十分注意し、児童・生徒の変化をつかむ。

②情報交換並びに対応策の検討

ア) 自殺予告の電話をした児童・生徒が特定できたとき

- ・担任及びその児童・生徒と関わりの深い教職員が中心となり、家庭訪問等を行い児童・生徒の思いをしっかりと受け止める。
- ・保護者に状況を説明し、児童・生徒の安全への配慮を依頼する。
- ・自殺の危険が高いと判断できる場合は、専門的な医療機関などに相談する。

イ) 自殺予告の電話をしてきた児童・生徒が特定できないとき

- ・自殺予告電話をしてきた児童・生徒の援助を図る観点から、予告児童・生徒の特定や推定作業を行う。
- ・日常の行動観察や日頃から配慮を要する児童・生徒を選び出し、個別指導を行う。
- ・全校集会での校長講話、児童会・生徒会での緊急アピール、学校・学級通信での訴え、学級活動や道徳の時間での指導、緊急保護者会の開催など、状況に応じて適切に対応する。

3. メール・インターネット上での人権侵害事象への対応

メールやインターネット上での誹謗中傷、いじめ事象、差別的内容を含む書き込みが増加し、また、児童・生徒の健全な成長に有害な情報も氾濫している。陰湿な「ネットいじめ」や明らかな人権侵害に苦しむ児童・生徒がいる一方で、悪質な犯罪に巻き込まれるケースもある。また、児童・生徒が加害者になってしまう場合もある。

これらの事例が発生した場合の対応は、基本的には差別事象発生時の対応や生徒指導事象の対応と同様であるが、発信者に匿名性が高く、また瞬時に不特定多数の人たちが目にすること等を考慮し、慎重かつ迅速に対応する必要がある。

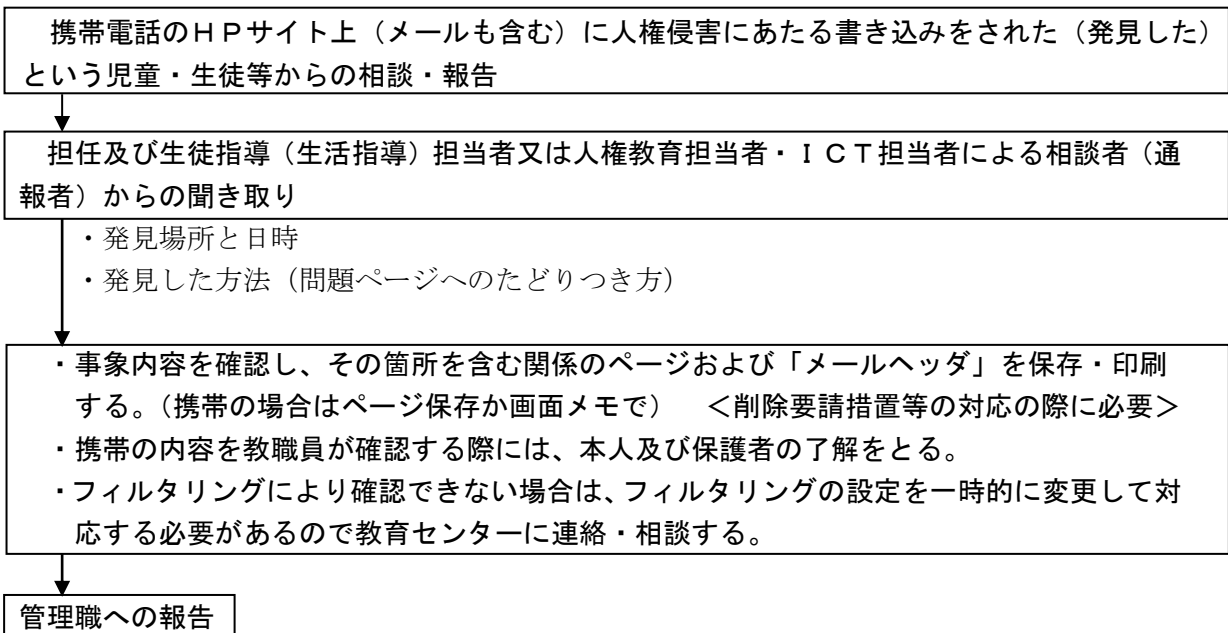
(1) 日頃から留意すべき事項

- ・「携帯・インターネット 安全・安心マニュアル」(H20 八尾市教育委員会)や「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(H27 年大阪府教育委員会)「インターネットトラブル事例集」(毎年度更新 総務省)を活用するなど、携帯やインターネットの使用に伴う危険性やその回避の方法等についての共通認識を教職員が共有しておくこと。
- ・情報教育年間計画の中に情報モラルとともに発達段階に応じて携帯電話・スマートフォン

等によるインターネットの使用に伴う危険性やその回避のためのスキル学習についても位置づけて指導しておくこと。

- ・保護者との間で携帯電話・スマートフォン等のインターネットの使用に伴う危険性について共通認識が持てるよう小・中の連携で情報発信をするとともに、児童・生徒を守る観点から携帯電話・スマートフォン等のインターネット環境を与える際のフィルタリングの活用等、家庭・校区のルールづくりを図ること。
- ・人権学習はもとより、あらゆる教育活動を通して人権意識の向上を図り、互いを認め合い尊重し合える集団づくりを推進すること。
- ・児童・生徒、保護者が、事象の発生時に速やかに報告・相談できるような学校及び教職員との信頼関係の構築に努めること。

（２）緊急対応のポイント（例）



校長の対応

- ・対応会議（人権教育推進委員会、生徒指導委員会等）の開催。
＜対応は、書き込みの内容や被害児童・生徒、保護者の意向でかなり変わる＞
 - ・書き込みの内容、派生するほかの影響や加害者などについて調査・分析。
 - ・問題ページの削除に備え、削除方法等についての確認。
 - ・個人に対する名誉毀損やプライバシーの侵害にあたる場合、被害者の申立てによりサイト管理者等の開示請求を行うことができる。その際は「削除要請」ではなく「書き込み記録の保全」を要求する必要がある。
- ・教育委員会（人権教育課又は学校教育推進課*）への報告。 *令和3年4月1日から
- ・被害・加害が他校にも及ぶ場合は、校長間で必要な情報を共有しあう。
- ・対応についての時系列での記録。
- ・必要に応じて、法務局・警察等への相談。

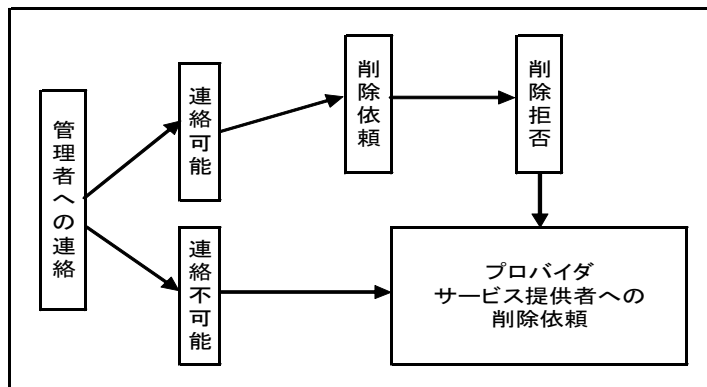
（ケースにより）

- ・精神的ケアなど被害児童・生徒への丁寧な対応。
- ・被害児童・生徒の保護者への連絡。
- ・書き込み箇所の削除等について本人、保護者の意向の確認と削除措置。

組織的な対応

- ・職員会議の開催
 - ・全教職員への状況報告と対応方針の提示。
 - ・役割分担や指導上の留意事項についての共通認識を図る。
 - ・事象が、どの程度他の児童・生徒に広がっているかの確認とその対応。
 - ・加害の児童・生徒が特定された場合は、聞き取りにより事実関係の確認や保護者への連絡、行為の原因となる心的・物理的な背景の理解と指導を行う。
 - ・児童・生徒全体に問題事象に対する学校としての姿勢を示すとともに注意を喚起する等の指導を行う。
 - ・情報モラル教育の計画を見直し、必要な指導を行う。
 - ・被害・加害を含む児童・生徒の人間関係や生活態度の見守りと指導方針の確立。
 - ・場合により、保護者・地域・関係機関への報告や協力依頼にもとづき連携を行う。

参 考（問題ページ削除の基本的な流れ）



対 応 フ ロ ー ム

※ 携帯電話上の掲示板等への書き込みの時も対応手順は同様。(確認と削除要請も携帯電話から行うことになるが、パソコンからでもそのページを確認・削除要請することができる場合があります)

児童・生徒・教員等
から書込発見の連絡

対応① 担任及び人権教育担当者又は生徒指導担当者による
発見者（通報者）からの聞き取り
・発見日時と場所 ・発見した方法
(問題のページに、どう操作すれば発見できるか等)

対応② 問題事例を確認し、その箇所を必ず印刷・保存する。
・聞き取りした方法で問題の箇所を特定後、入り口ページから問題箇所のページまで、すべて印刷して保存する。
(携帯電話の場合はページを登録又は画面保存)
・メールヘッダ（送信元を特定するために必要なもの）も必ず印刷・保存する。
※表示されないようになっている場合があるので、その時はメニューから「ヘッダを見る」を選び、表示する。(「Date」「to」「from」「Subject」等が記載されている。)

※フィルタリング（閲覧制限）の関係等で学校のパソコンから問題のサイトへアクセス（閲覧）、確認できない場合は、教育センターに対応について相談・協議を行うこと。

対応③
人権教育推進委員会、生徒指導委員会、
運営委員会等で対応協議

ポイント！
問題の箇所を再現する必要がある。
聞き取り・確認作業は、校長が指示し、
学校が組織的に協力して対応すること。

対応④ 協議を受けて、問題の書き込み内容によって、
調査・分析と具体的な対応（指導）を開始する。
◇調査・分析
・児童・生徒への中傷か、学校への中傷か
・書き込んだ者は特定が可能かどうか
・書き込みの内容がどの程度他の児童・生徒等に
広がっているか
・書き込みに関連して問題事象（行動）が発生して
いるか、また今後発生する可能性はあるか
◇対応（指導）
・被害児童・生徒がいる場合は状況に配慮しつつ、
十分なケアを最優先に、個別指導及び保護者へ
の連絡・連携を図る。
・児童・生徒全体に学校としての受け止め・姿勢を
明確に示す。(差別や中傷は絶対に許さない)

対応⑤ 校長が教育委員会人権教育課又は学
校教育推進課*へ連絡する。また、以下
のことを速やかに実施する。
*令和3年4月1日から
・必要に応じて、法務局・警察等に相談
(校長・担当等)
・問題ページの削除に備え、削除方法に
ついての確認 (担当等)

※「携帯・インターネット安全安心マニュアル」
Ⅱ 削除要請について
Ⅲ 削除要請の例 参照 (P.20)

参考資料Ⅳ いじめのない環境づくりアンケート実施結果及び分析

八尾市いじめ防止基本方針改正にあたり、八尾市立小・中・義務教育学校の児童会・生徒会の役員へのアンケート調査を実施した。その結果と分析は以下のとおりある。

①令和2年10・11月実施

②回答数 小学校・義務教育学校前期課程 217名

中学校・義務教育学校後期課程 130名 計347名

1. あなたは、いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか？

小学校・義務教育学校前期課程では、すべての児童が「いけないと思う」と回答した。中学校・義務教育学校後期課程では、「いけないと思う」と回答した生徒が93.8%、「いけないと思わない」と回答した生徒は6.2%であった。



■「いけないと思う」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・暴力や暴言は人を傷つけてしまうから、何があってもだめだと思う。
- ・いじめられた人は心も傷つくし、学校に行きたくなくなるし、命を落とすかもしれないから。
- ・どんな事があっても、人の人権と命を守らないといけないから。
- ・いじめは簡単に人の心を傷つけるので、人の心を傷つけるような行為はぜったいしてはいけないから。
- ・いじめられたら、誰かと会うのも怖くなるし、相談することも怖くてできなくなって、生きていくのがいやになったりするから。
- ・いじめられた人が傷つくし、いじめると、見て見ぬふりをする人が増えるかもしれないし、今後はいじめていた人がいじめられるかもしれないから。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・いじめている人は遊び心としても、いじめられている人はとても辛いから。
- ・現にいじめのせいで死んでしまった人や、学校に来なくなった人もいるから。
- ・いじめられている人は傷ついて学校に来れなくなったり、誰にも言えなかったら、ずっと一人で苦しんで、一生傷つくと思うから。
- ・人はみんな人権があって楽しく幸せに生きようとしているのに、いじめが起こることは本当に恐ろしいし、絶対にあってはいけないことだと思うから。

■「いけないと思わない」回答理由（一部抜粋）

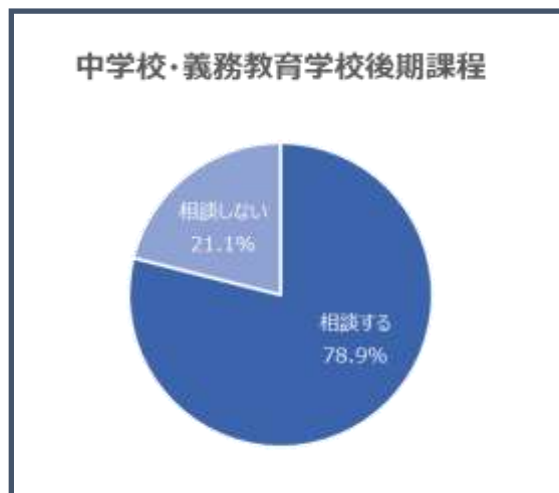
【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・いじめられている人が先に悪いことをしていたら、いじめている側もやり返しとかでいじめが起きるかもしれないから。
- ・基本的にはしてはいけないけど、自己防衛のためのものであれば、少しだけならしてもいいと思うから。
- ・いじめをする側にも理由があるだろうし、受ける側にもなにかあるなら、一概にいじめが悪いと言い切れないから。

小学校・義務教育学校前期課程では、「いけないと思わない」と回答する児童はなかったが、中学校・義務教育学校後期課程では6.2%の生徒が「いけないと思わない」と回答していたことから、引き続き小学校・義務教育学校前期課程低学年から発達段階に応じたいじめを未然に防止する教育等の取組みを通じて、自他の人権を尊重する態度を育成することが重要である。

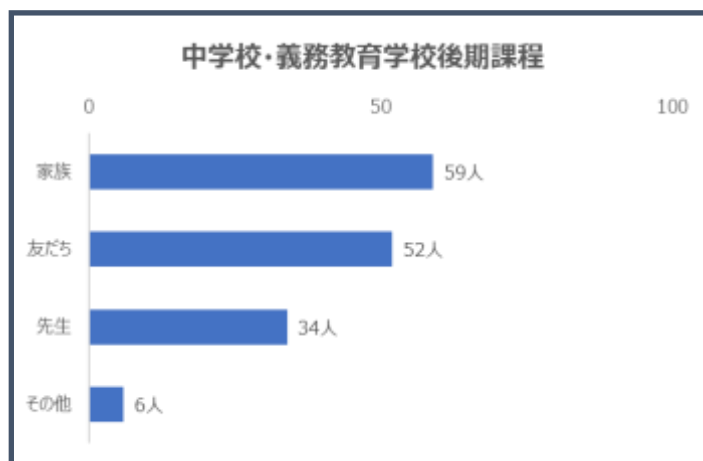
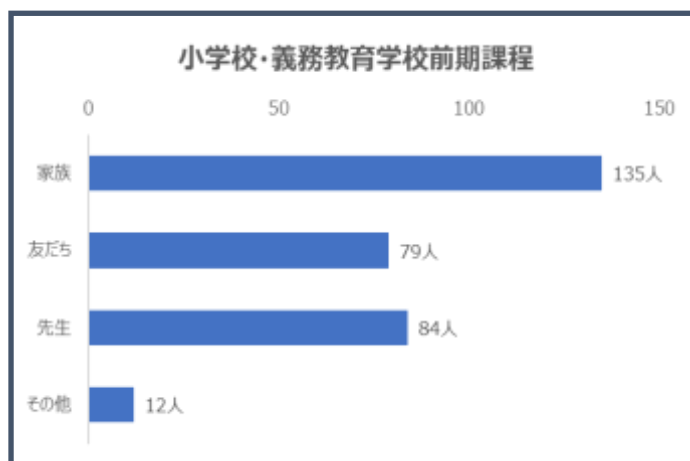
2. あなたは、いじめられた場合、誰かに相談しますか？

小学校・義務教育学校前期課程では「相談する」と回答した児童は、82.0%（178名）、「相談しない」と回答した児童は、18.0%（39名）であった。中学校・義務教育学校後期課程では「相談する」と回答した生徒は、78.9%（101名）、「相談しない」と回答した生徒は、21.1%（27名）であった。相談しないと回答した児童生徒が、それぞれ20%程度になっていることから、学校や保護者等の児童生徒の近くにいる大人は、児童生徒の様子を注意深く見守り、少しの変化も見逃さないようにすることが必要である。



次に、「相談する」と回答した児童生徒が記載した相談相手は、小学校・義務教育学校前期課程では、家族と回答した児童が最も多く（135名）、次いで先生（84名）、友だち（79名）となっている。また、中学校・義務教育学校後期課程でも、家族と回答した生徒が最も多く（59名）、次いで友だち（52名）、先生（34名）となっている。中学校・義務教育学校後期課程では、先生に相談すると回答した生徒が小学校・義務教育学校前期課程より減少し、友だちと回答した生徒が多くなっているのがわかる。これは、児童生徒の発達段階により行動範囲や人間関係が広がることで、相談相手として教職員よりも友だちを選択する生徒が増加したと考えられる。

また、「相談機関」と回答したのは、小学校・義務教育学校前期課程で4名おり、主な理由としては「知らない人の方が相談しやすい」「いろいろなところに相談した方がいいと思う」といったものがあげられる。



■「相談する」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・自分がイヤな気持ちになってまで、一人でかかえこむのはよくないから。
- ・クラスの問題なので、先生に話して学級で取り上げてもらいたいから。
- ・自分がずっといやな気持ちのまま毎日を過ごすより、誰かに相談してすっきりしたまま毎日を過ごす方がいいと思うから。
- ・いちばん自分のことを知っている人は家族や担任の先生だと思ったから。
- ・いじめを自分にだけでなく、他の子にもするかもしれないから。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・家族が一番たよれるし、自分のことを一番わかっているから。
- ・担任は、一番身近で、信用できるから。
- ・相談しなかったら、ずっといじめられると思うから。
- ・家族だと、言うのがはずかしいけれど、友達なら気軽に話せるから。
- ・相談してみたら、自分の悪かった所などを知ることができるし、ためこみすぎると辛いから。

■「相談しない」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・もしその相談した人がいじめを受けたら、自分のせいになるし、その人に迷惑をかけたくないから。
- ・親に言うと、心配をかけるし、友だちに言うと、大げさになって、いじめが激しくなるような気がするから。
- ・相談したことがばれると、さらにいじめられるかもしれないから。

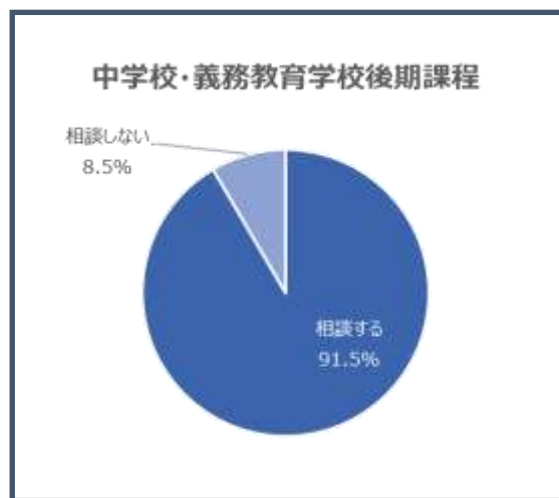
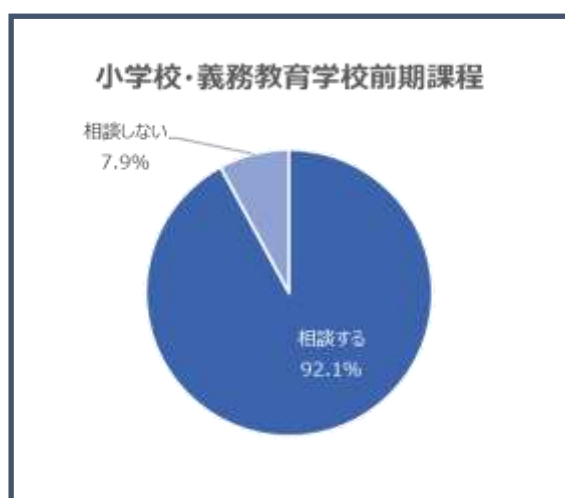
【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・相談したら、いじめがよりひどくなるかもしれないと思うから。
- ・誰に言えば良いか分からないから。
- ・人に心配をかけたり、巻き込んだりしたくないから。
- ・誰かに相談したことによって広がってしまうかもしれないから、自分で解決する。

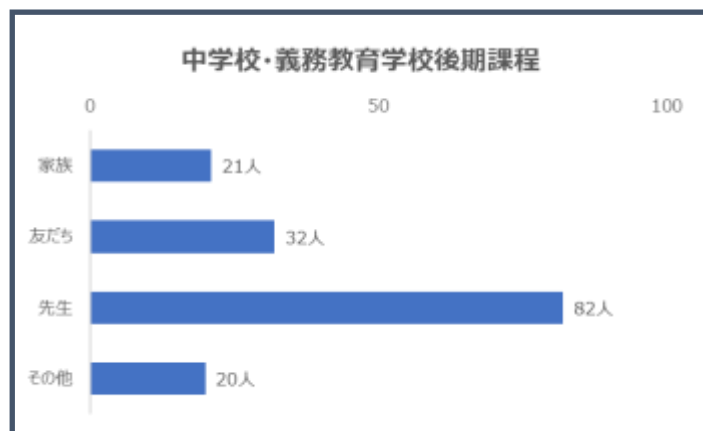
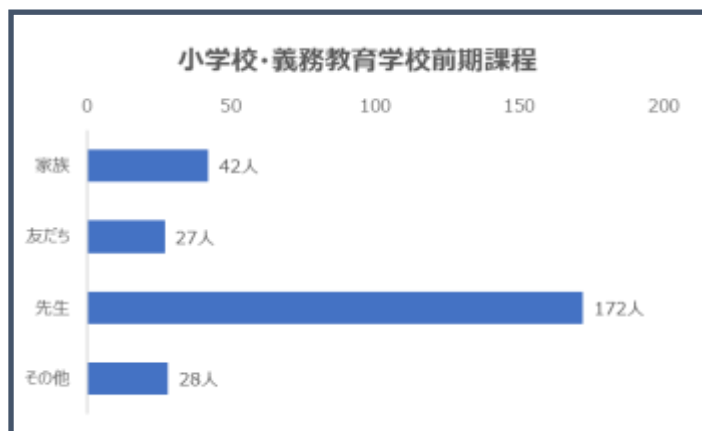
自分がいじめられた場合、誰に相談するかは、相談する相手への信頼関係によって変化するとされる。一方、相談しない理由には、いじめが「エスカレートする」ことを恐れたり、「心配をかけたくない」、あるいは友だちの場合、いじめに「巻き込んでしまう」かもしれないといった理由があると推察される。いじめを未然に防止する観点においても、学級、学校内での円滑な人間関係を築くこと、また、教職員が児童生徒の様子や人間関係を敏感に察知し、対応することが課題であると思われる。

3. あなたは、いじめを発見した場合、誰かに相談しますか？

小学校・義務教育学校前期課程では「相談する」と回答した児童は、92.1%（197名）、「相談しない」と回答した児童は、7.9%（17名）であった。中学校・義務教育学校後期課程では「相談する」と回答した生徒は、91.5%（119名）、「相談しない」と回答した生徒は、8.5%（11名）であった。



次に、「相談する」と回答した児童生徒が記載した相談相手は、小学校・義務教育学校前期課程では、先生と回答した児童が最も多く（172名）、次いで家族（42名）、友だち（27名）となっている。また、中学校・義務教育学校後期課程でも、先生と回答した生徒が最も多く（82名）、次いで友だち（32名）、家族（21名）となっている。



■「相談する」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・いじめられている人が苦しんでいるのに、見て見ぬふりはできないから。それに、知っていたのに言わず、その子が自殺したり、学校に来なかったら実際にいじめていなくても同じくらいダメだと思うから。
- ・いじめをされた人はきっと一人で不安な思いをかかえているから、自分ができることがあれば、助けてあげたいし、先生ならふだん周りを見てくれていて分かってくれると思うから。
- ・見て見ぬふりをしたら、自分もいじめている側になるし、自分からだったら、助けを求められないと思うから。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・自分だけでは解決するのは難しいから。
- ・いじめられたら嫌なのは、みんな同じだから、知っていて無視するなんてできないから。
- ・クラスや学校の雰囲気が悪いのが嫌だから。自殺などにつながる可能性があるから。
- ・先生に言ったのがばれたら、自分もされるかもしれないけど、一人の人が苦しめるのに、ほっておくのはいけないことだと思うから。

■「相談しない」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・誰かに相談すると、その人までいじめられるかもしれないから、自分で考えていじめをしている人に言う。
- ・逆に相談したら、いじめが激しくなると思うから。
- ・関わると誤解を生むかもしれないから。
- ・相談したいと思うが、いざとなったら、次は自分がいじめられるのではないかと考えて、相談できないと思うから。

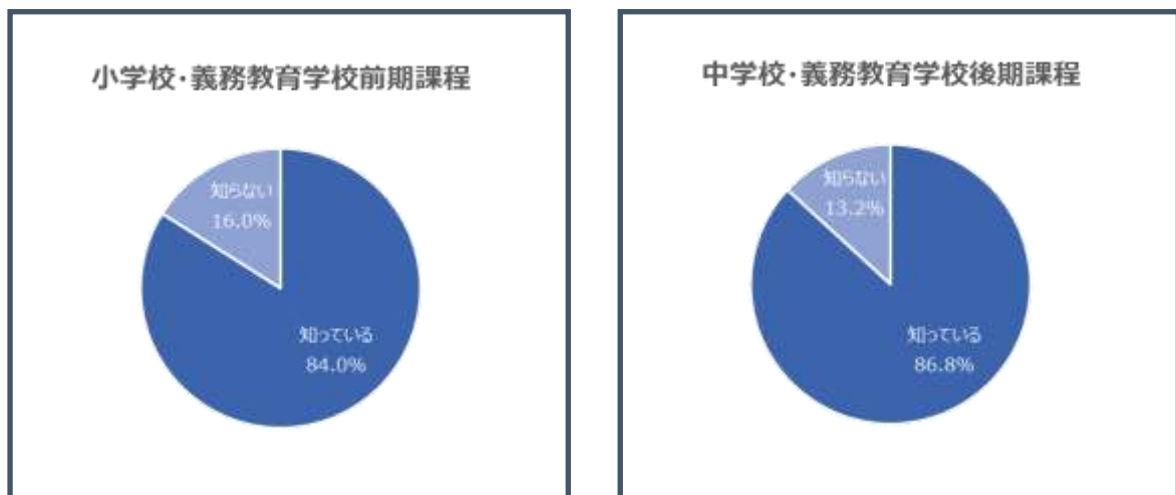
【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・相談している間にエスカレートしてしまう場合があり、早めに止めておく必要があるから、自分で止める。
- ・誰かに言うと悪化させるかもしれないから。
- ・自分もいじめられるかもしれないし、言わないといけなと思って、たぶん言えないと思う。
- ・誰かに相談するのではなく、直接いじめている人やいじめられている人に声をかけるから。

小・中・義務教育学校ともに、いじめを発見した場合に誰かに相談すると回答した児童生徒は、自分がいじめられた場合に誰かに相談すると回答した児童生徒よりも多い傾向があった。自分事となると積極的に誰かに相談し解決に向けて動くことをためらっている可能性があり、いじめは誰に対しても許されないことであり、解決すべき課題であるという意識を共有することが大切であると考ええる。

4. あなたは、いじめに関する相談窓口があるのを知っていますか？

小学校・義務教育学校前期課程では「知っている」と回答した児童は、84.0%（178名）、「知らない」と回答した児童は、16.0%（34名）であった。中学校・義務教育学校後期課程では「知っている」と回答した生徒は、86.8%（112名）、「知らない」と回答した生徒は、13.2%（17名）であった。



いじめの相談窓口については、小・中・義務教育学校ともに、約85%程度の児童生徒が「知っている」と回答している。しかしながら、自分や友だちがいじめ被害に遭った場合に相談すると回答している児童生徒は少ない。本市においても、いじめに関する相談窓口を設け、カード等を配付することで周知しているが、いじめを解決するためのツールの一つとして相談窓口のさらなる周知が必要と考える。

5. あなたは、いじめをなくせると思いますか？

小学校・義務教育学校前期課程では「なくせる」と回答した児童は、54.9%（117名）、「なくせない」と回答した児童は、45.1%（96名）であった。中学校・義務教育学校後期課程では「なくせる」と回答した生徒は、20.2%（26名）、「なくせない」と回答した生徒は、79.8%（103名）であった。



■「なくせる」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・みんなが仲良くしたら、いじめなんて起きないから。
- ・みんながいじめは悪いことだとわかってくれたら、できると思うから。
- ・一人ひとりが差別とかいじめとかしないって意識すれば、少しでも変わると思うから。
- ・一人ひとりがいじめについて考え、もしあったとしても、相談したり、周りが止めたりと、小さなことでも気づけば、少しずつでも減らすことができると思うから。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・全部が全部なくせるとは思わないけど、一クラスとか学年としてなら止められると思うから。
- ・知っているのに知らないふりをする人が減って、いじめをしにくい雰囲気をつくることできれば、なくせると思うから。
- ・自分がされていやなことをみんながしなければ、絶対なくなると思うから。
- ・お互いのことを思いやれば、いじめのない世界はつくれると思うから。

■「なくせない」回答理由（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・誰かを恨む人がいるかぎり、いじめは無くならないと思うから。
- ・いじめようとする心を持っている人が、一人でもいると、どんどん広がっていくから。
- ・はじめは冗談でも、それが本当になっていじめにつながるから。
- ・少しはなくせると思うけど、陰でいじめをする人などがいて、見つかりにくいから。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・相手が嫌だと少しでも思ったら、それはいじめだと私は思うから。
- ・いじめは、する人の問題であり、する人が心を変えなければならぬから。
- ・減らすことはできると思うが、根本的になくすことはできないと思うから。
- ・傍観者が動かなかつたら、止めることは難しいと思うから。
- ・隠れたところでいじめが起きている可能性があるから。
- ・誰もが知らない所（ネットなど）では、いじめが起きていても気づかないケースがほとんどだから。

児童生徒の多くが「いじめはなくすことができない」と回答していることは課題である。なくすことができないと回答した児童生徒の中には、見えないところで起こるいじめは止めることができない、加害、被害ではなく、その周囲にいる傍観者が動かなければ止めることができないと回答するものもあり、教職員や保護者は、潜在化しやすいSNS上でのいじめの抑止や、いじめが起きにくい学級・学校集団の醸成等に努める必要がある。

6. いじめをなくすためにどんなことができますか？

① 自分ができること（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・いじめられている子の相談にのる。
- ・いじめを見かけたら先生に伝える。
- ・いじめを見かけたら注意して止める。
- ・自分自身を見直す。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・傍観者になるのではなく、いじめを見かけたら先生に相談したり、いじめをしている人に注意する。
- ・いじめられている人をサポートする。
- ・まず自分がいじめる側にならない。いじめが起こるような雰囲気になったらできるだけ止める。
- ・悩んでいる人の相談に乗り、少しでも気持ちが楽になるように積極的に行動する。
- ・いじめを見つけたら、生徒会のみんなにこのことを伝える。

② 児童会・生徒会ができること（一部抜粋）

【小学校・義務教育学校前期課程】

- ・ いじめ防止のポスターを作ったり、いじめのことについての話し合いをたくさんする。
- ・ 集会などの機会にいじめをやめようと呼びかける。
- ・ いじめを発見したら、児童会で話し合い、どうすればやめてもらえるのか、いじめがなくなるのかなどを全員で意見を出し、解決策を見出す。学校の子全員がいろいろ相談しやすい児童会にする。
- ・ キャンペーンなどで「いじめはダメ！」ということを全校児童に伝える。

【中学校・義務教育学校後期課程】

- ・ いじめ防止を呼びかけるポスターをつくる。いじめがおきていないか、アンケート（先生を対象にしたもの）をする。
- ・ いじめられている子が相談しやすいクラスや学校全体の雰囲気をつくっていく。
- ・ 「いじめをなくそう活動」などのキャンペーンを学校全体で行う。
- ・ いじめはおかしい、犯罪であること、ダメなことだとアピールする。
- ・ 意見相談箱などを設置し、小さな SOS をひろう。
- ・ 生徒会新聞などで、いじめについて取り上げる。

今回の調査対象であった八尾市立小・中・義務教育学校の児童会・生徒会の児童生徒は、いじめをなくすために、上記のような行動をとると回答していた。今回は児童会・生徒会の役員に限った調査を行ったが、この傾向は、児童会・生徒会役員に限ったものではないと考える。

このため、今後も引き続き児童生徒の「いじめはなくさなければならないものである」という思いに沿った学校教育活動が展開されるよう、いじめや人権教育に関する教職員研修の充実等を通して、本市立学校におけるいじめ防止・対策を支援していきたい。

参考資料Ⅴ 八尾市いじめ防止基本方針検討過程

日 付	会議名等	検討内容等
令和 2 年 9 月 25 日（金）	第 1 回いじめ防止対策検討会議	・ 検討会議の目的について ・ 改正の方向性とスケジュールについて
10 月 2 日（金）	第 1 回いじめ問題対策連絡協議会	・ 八尾市いじめ防止基本方針の改正について
11 月 17 日（火）	第 2 回いじめ防止対策検討会議	・ 八尾市いじめ防止基本方針（素案）について
12 月 11 日（金） ～25 日（金）	八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱第 6 条に基づいた関係者への個別ヒアリング	・ 八尾市いじめ防止基本方針（素案）について
12 月 24 日（木）	第 3 回いじめ防止対策検討会議	・ 八尾市いじめ防止基本方針（素案）について
令和 3 年 1 月 5 日（火）～2 月 4 日（木）まで市民意見を募集		
1 月 26 日（火）	第 2 回いじめ問題対策連絡協議会（書面開催）	・ 八尾市いじめ防止基本方針（素案）について
2 月 16 日（火）	第 4 回いじめ防止対策検討会議（書面開催）	・ 八尾市いじめ防止基本方針（素案）に対する市民意見について ・ 八尾市いじめ防止基本方針（案）について

参考資料Ⅵ 八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱第 6 条に基づいた関係者

関係者 (敬称略 五十音順)	小山 健治 高木 吉久 竹ノ株 宏美 轟原 隆司 西川 知広 西田 裕 堀川 欣也 村尾 佳代子 森下 明美 山口 崇	八尾市小中生活指導研究協議会（校長会） 八尾市校区まちづくり協議会連絡会 八尾市地区福祉委員長連絡協議会 八尾市人権教育研究会（校長会） 八尾市 P T A 協議会 八尾市自治振興委員会 八尾市 P T A 協議会 八尾市青少年育成連絡協議会 八尾市民生委員児童委員協議会 山口崇法律事務所（弁護士）
-------------------	--	---

参考資料Ⅶ 八尾市いじめ防止対策検討会議設置要綱

（目的）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に規定される地方いじめ防止基本方針を本市において策定する等、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進を図るため、八尾市いじめ防止対策検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議が所掌する事務は、次のとおりとする。

- （1） いじめ防止対策推進法に基づき、「八尾市いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）の策定及び改正における、その原案の作成に関すること。
- （2） 本市各部局が行う、いじめ防止のための対策についての連絡及び調整に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため、座長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会議の委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

（座長及び副座長）

第4条 検討会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、検討会議を代表し、検討会議の職務を統括し、副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 座長は、こども・いじめ何でも相談課長をもって充て、副座長は、教育委員会事務局人権教育課長をもって充てる。

（会議）

第5条 検討会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

（関係者の出席）

第6条 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者、臨床心理士、弁護士等の専門家等、検討会議の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庁内検討実務者）

第7条 検討会議に庁内検討実務者を置く。

- 2 庁内検討実務者は、検討会議の委員が所管する所属の課長補佐又は検討会議の委員が指名する者をもってこれに充てる。
- 3 庁内検討実務者は、検討会議の委員を補佐し、検討会議の実施する事務の円滑な推進に協力する。

（謝礼）

第8条 座長が招致した関係者の謝礼の額は、いじめ問題対策連絡協議会規則第4条第2号に準じ、会議に出席した日1日につき、8,000円とする。ただし、専門家等についての謝礼の額は、同規則第4条第1号に準じ、会議に出席した日1日につき21,000円とする。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、こども・いじめ何でも相談課及び教育委員会事務局人権教育課において行う。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

人権ふれあい部	人権政策課長 コミュニティ政策推進課長
健康福祉部	地域共生推進課長 障がい福祉課長
こども若者部	こども若者政策課長 こども・いじめ何でも相談課長
教育委員会事務局	教育政策課長 学校教育推進課長 人権教育課長 教育センター所長 生涯学習課長

